

連 結 業 務 報 告 書

第 年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

厚生農業協同組合連合会名

所在地

年 月 日

殿

厚生農業協同組合連合会名
代表理事 氏名
所在地

年 月 日から 年 月 日まで当連合会及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

- 第1 事業概況書
 - 1 事業の概況
 - 2 子会社等の状況
- 第2 連結貸借対照表
- 第3 連結損益計算書
- 第4 連結剰余金計算書
- 第5 連結キャッシュ・フロー計算書
- 第6 連結注記表

（記載上の注意）

- 1 連結業務報告書の各様式に記載する金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、農業協同組合連合会（以下連結業務報告書において「連合会」という。）の資産総額が五百億円以上の場合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。
- 2 連結業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 3 連合会及び子会社等（農業協同組合法（以下連結業務報告書において「法」という。）第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下連結業務報告書において同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1 事業概況書

第 年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書

1 事業の概況

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第11条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは第203条第1号に規定する子法人等であるもの（同法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。）を、「関連法人等」とは第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下連結業務報告書において同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

第2 連結貸借対照表

第 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
医薬未収金		医薬未払金	
保健資材未収金		保健資材未払金	
訪問看護未収金		訪問看護未払金	
施設運営未収金		施設運営未払金	
老人福祉未収金		老人福祉未払金	
養成未収金		養成未払金	
金銭の信託		短期借入金	
有価証券		雑負債	
棚卸資産		未払費用	
医薬品		未払法人税等	
診療材料		未払金	
給食用材料		前受金	
保健資材		預り金	
貯蔵品		職員預り金	
雑資産		前受収益	
未収金		リース債務	
前払費用		資産除去債務	
借入留保金		その他の負債	
差入保証金		引当金	
未収収益		賞与引当金	

職員厚生貸付金 繰延税金資産 その他の資産		繰延税金負債 固定負債	
貸倒引当金	△	長期金銭債務 長期借入金 受入保証金 長期未払金 リース債務	
固定資産		雑負債	
有形固定資産		資産除去債務	
建物		長期繰延税金負債	
構築物		引当金	
医療用器械備品		退職給付に係る負債	
その他の器械備品		役員退職慰労引当金	
車両及び船舶		負債の部合計	
放射性同位元素			
リース資産		(純資産の部)	
その他の有形固定資産		出資金	
土地		資本剰余金	
建設仮勘定		利益剰余金	
減価償却累計額	△	子会社の所有する親連合会出資金	△
無形固定資産		会 員 資 本 合 計	
のれん		その他有価証券評価差額金	
借地権		退職給付に係る調整累計額	
ソフトウェア		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
リース資産		非支配株主持分	
その他の無形固定資産		純 資 産 の 部 合 計	
外部出資その他の資産			
外部出資			
長期保有有価証券			
長期金銭債権			
長期前払費用			
退職給付に係る資産			
長期繰延税金資産			
貸倒引当金	△		
外部出資等損失引当金	△		
繰延資産			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」）については、その金額が資産総額の100分の1）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 連結損益計算書

第 年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
事業収益	× × ×
医業収益	× × ×
入院診療収益	× × ×
室料差額収益	× × ×
外来診療収益	× × ×
保健予防活動収益	× × ×
受託検査・施設利用収益	× × ×
その他の医業収益	× × ×
合 計	× × ×
保険等査定減	△ × × ×

保健資材収益		×××	
訪問看護収益		×××	
施設運営収益		×××	
老人福祉事業収益		×××	
養成収益		×××	
〇〇収益		×××	
その他の事業収益		×××	
事業費用			×××
医業費用		×××	
材料費	×××		
委託費	×××		
保健予防活動費用	×××		
保健資材費用		×××	
訪問看護費用		×××	
老人福祉事業費用		×××	
養成費用		×××	
〇〇費用		×××	
その他の事業費用		×××	
給与費		×××	
設備関係費		×××	
業務費		×××	
その他の事業費用		×××	
事業利益（又は事業損失）			×××
事業外収益			×××
受取利息		×××	
受取配当金		×××	
持分法による投資益		×××	
その他の事業外収益		×××	
事業外費用			×××
支払利息		×××	
持分法による投資損		×××	
その他の事業外費用		×××	
経常利益（又は経常損失）			×××
特別利益			×××
固定資産処分益		×××	
負ののれん発生益		×××	
その他の特別利益		×××	
特別損失			×××
固定資産処分損		×××	
その他の特別損失		×××	
税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）			×××
法人税、住民税及び事業税		×××	
税金等調整額		×××	
法人税等合計			×××
当期利益（又は当期損失）			×××
非支配株主に帰属する当期利益（又は非支配株主に帰属する当期損失）			×××
当期剰余金（又は当期損失金）			×××

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じた適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第4 連結剰余金計算書

第 年度 〔 年 月 日から 〕 連結剰余金計算書

し 年 月 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	
2 資本剰余金増加高	
・ ・ ・	
3 資本剰余金減少高	
・ ・ ・	
4 資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	
2 利益剰余金増加高	
当期剰余金	
・ ・ ・	
3 利益剰余金減少高	
配当金	
・ ・ ・	
4 利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 連結キャッシュ・フロー計算書

第 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
医業収入	
保健資材収入	
訪問看護収入	
施設運営収入	
老人福祉収入	
養成収入	
.....	
医業支出	
保健資材支出	
訪問看護支出	
施設運営支出	
老人福祉支出	
養成支出	
事業分量配当金の支払額	
.....	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
法人税等の支払額	
.....	

事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 施設設備補助金の受入れによる収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 連結範囲の変更に伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更に伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 短期借入金の返済による支出 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 出資配当金の支払額 非支配株主への配当金支払額 連結範囲の変更に伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更に伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金等に係る換算差額	
5 現金等の増加額（又は減少額）	
6 現金等の期首残高	
7 現金等の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失） 減価償却費 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） 賞与引当金の増減額（△は減少） 貸倒引当金の増減額（△は減少） 施設設備補助金収益 受取利息及び配当金 支払利息 有価証券売却損益（△は益） 固定資産処分損益（△は益） 医療債権の増減額（△は増加） 棚卸資産の増減額（△は増加） 仕入債務の増減額（△は減少） 事業分量配当金の支払額	
小 計	
利息及び配当金の受取額 利息の支払額 法人税等の支払額	

.....	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 施設設備補助金の受入れによる収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 連結範囲の変更に伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更に伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 短期借入金の返済による支出 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 出資配当金の支払額 非支配株主への配当金支払額 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金等に係る換算差額	
5 現金等の増加額（又は減少額）	
6 現金等の期首残高	
7 現金等の期末残高	

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第6 連結注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項 目	注 記 事 項
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	連合会及びその子会社等について連結して作成する連結計算書類に関する下記の事項を記載すること。 (1) 連結の範囲に関する事項 (2) 持分法の適用に関する事項 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 (4) のれんの償却方法及び償却期間 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金等の範囲

継続組合の前提に関する注記	1 第4章第3節第5款（第127条第1項第9号及び第128条第1号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬 ^{ひやう} の訂正に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	